

## 第7編 災害復旧・復興計画

## 第7編 災害復旧・復興計画

第7編 災害復旧・復興計画	1
第1章 公共施設の復旧・復興計画	2
第1節 復旧・復興計画の方針	2
第1 復旧・復興の基本方針	2
第2 計画への住民の意向反映	3
第3 財政支援の要請	4
第4 計画推進のための職員の派遣の要請	4
第2節 復旧・復興計画の推進	5
第1 復旧事業実施体制	5
第2 復旧事業計画の作成	5
第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	7
第4 復興対策本部の設置	8
第5 復興計画の策定	9
第6 復興事業の実施	10
第2章 被災者の生活再建支援	12
第1節 罹災証明書の発行	12
第1 罹災証明書発行の概要	12
第2 罹災証明書発行の流れ	14
第3 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置	18
第4 罹災証明書発行のための事前対策	19
第2節 被災者台帳の作成	20
第3節 被災者の生活確保	22
第1 生活相談	22
第2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	23
第3 災害援護資金等の貸付	23
第4 被災者生活再建支援制度	24
第5 住宅の再建	25
第6 職業の斡旋	26
第7 租税等の徴収猶予及び減免等	27
第8 生活保護	29
第4節 地域経済の復旧支援	30
第1 農業関係融資等	30
第2 中小企業関係融資	31
第3章 激甚災害の指定	32
第1節 激甚災害指定手続き	32
第1 激甚法による財政援助	32
第2 激甚災害指定の手続き	33
第3 激甚災害に関する被害状況等の報告	33
第2節 特別財政援助額の交付手続等	34



## 第7編 災害復旧・復興計画

災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業の復旧、罹災者の立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強いまちを後世に残していくことを目的とした復興がなされる必要がある。

災害復旧・復興に当たっては、次の点に留意して速やかな復旧・復興に努める。

- 市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行う。
- 原状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行う。
- 復興後のまちの姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行う。
- 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行う。

なお、特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、市民及び関係団体も含めた「復興検討委員会（仮称）」を設置し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、復興後のまちの姿を明確にして、計画的な災害に強いまちづくりを進めていくこととする。

### 《参考》

#### 大規模災害からの復興に関する法律

平成25年6月21日に公布された「大規模災害からの復興に関する法律」とは、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、第4条 復興対策本部の設置（内閣府）、第8条 復興基本方針（政府）、第9条 都道府県復興方針、第10条 復興計画（市町村）の作成、復興計画等における特例の措置など、あらかじめ法的に用意したもの。

#### 特定大規模災害

特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、災対法（第28条の2第1項）に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

## 第1章 公共施設の復旧・復興計画

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧・復興を目標にその実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。

### 第1節 復旧・復興計画の方針

公共土木施設を所管する関係各部班は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関及び住民の代表者と連携して復旧・復興計画を策定する。

#### 第1 復旧・復興の基本方針

##### 【各班共通】

市は、被災の状況、地域の特性、関連公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指す災害に強いまちづくり等の中長期的課題への取り組みについても早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

##### (1) 迅速な意思決定等

災害発生後、市の被害状況を的確に把握・分析し、原状復旧を進める。

復旧の見通しが立った時点において、必要に応じて「災害復興検討委員会（仮称）」を設置し、復興方針・計画の策定、関連事務手続きなどを実施する。

##### (2) 事前復旧対策の検討

復旧に関する行政上の手続き、事業実施に伴う人材の確保、情報収集、処理等に多くの時間と作業を伴うことから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事前に確認し、過去の災害事例等を通し事前に処理できる項目については対策を講じる。

##### (3) 関係機関との連携

復旧に関する行政上の手続きを迅速に進めるために、事前に関係機関との連携強化を図る。

(4) 復興に関する事前の取組の推進

早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

① 震災復興の状況を想定するイメージトレーニングの実施

県では、震災復興の状況を想定するイメージトレーニング（復興まちづくりイメージトレーニング）の手法を開発しており、市は、県の「復興まちづくりイメージトレーニング」を活用し、来る復興状況に対応できるような仕組みを準備するよう努める。

② 復興まちづくりコーディネーターの育成・確保

県の「復興まちづくりコーディネーター」制度を活用し、復興を円滑に進めるために、地域住民と行政あるいは住民間の意見の調整を担う「復興まちづくりコーディネーター」の育成・確保に努める。

③ 事前復興計画の策定検討

復興事前準備の総合的な計画として、復興体制、復興手順、復興訓練のほか、基礎データの整理、分析、応急仮設住宅用地の選定など、復興まちづくりの実施方針を含めた、事前復興計画の策定を検討する。

(5) 復興理念の共有等

復興方針は、被災状況の検証を行い、被災した原因を明らかにして、二度と同じ被災を繰り返さないまちをつくるという理念を共有し、平時におけるまちづくりの基本方針（総合計画や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、三郷市都市計画マスタープラン等）や県の復興方針を踏まえて作成するものとする。

## 第2 計画への住民の意向反映

### 【各班共通】

被災地の復旧・復興は、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

(1) 市民ニーズの反映

市民が望む復旧へのニーズを迅速に把握し、復旧計画に反映する。

(2) 市民の意向の反映

防災に強いまちづくりを踏まえた復興計画は市民の利害関係に大きく影響することから、市民の意向を十分に反映した復興計画の策定に努める。また、復興計画に男女共同参画の視点を反映させるため、住民参画によるワークショップや意見交換会等の実施、住民一人ひとりを対象としたアンケート調査を実施するなど、女性の意見を把握するよう努める。さらに、必要に応じて、女性が意見を出しやすいよう、女性だけの話し合いの場を設けることも検討する。

### 第3 財政支援の要請

**【財務班】**

市の災害応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国・県に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援を求める。

### 第4 計画推進のための職員の派遣の要請

**【各班共通】**

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 復旧・復興計画の推進

市の復旧及び復興は、災害応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成及び復興計画の作成等により推進を図る。

### 第1 復旧事業実施体制

【各班共通】

災害により被害を受けた施設の復旧事業を迅速に行うため、市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講じる。

### 第2 復旧事業計画の作成

【各班共通】

市は、災害応急対策を実施した後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

#### □災害復旧事業の種類

- 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・河川公共土木施設復旧事業計画
  - ・道路公共土木施設復旧事業計画
- 農林水産業施設復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上、下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 復旧上必要な金融その他資金計画
- その他の計画

#### (1) 災害の再発防止

市は、復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

#### (2) 災害査定の実施

被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する災害査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。



(3) 災害復旧事業期間の短縮

市は、復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

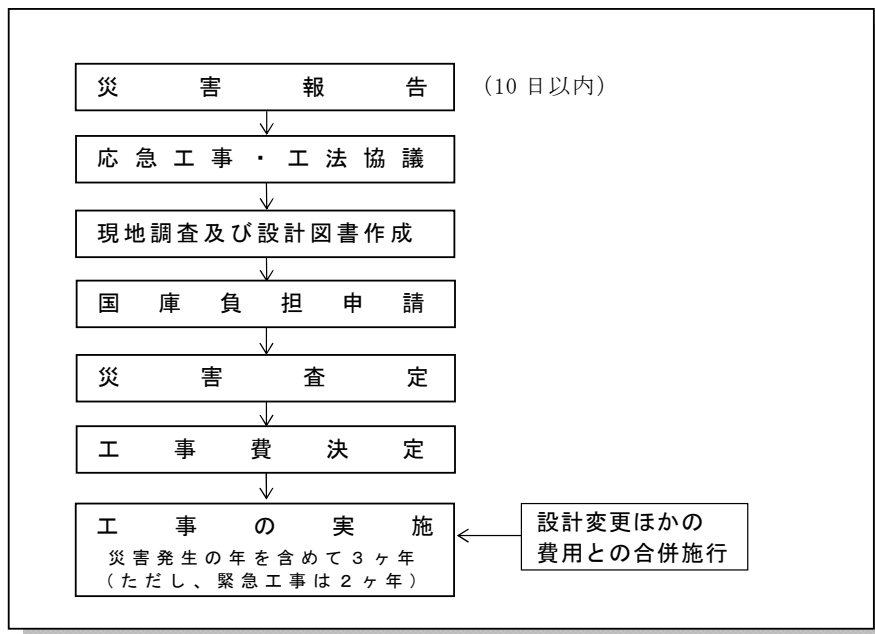
(4) 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置を講じ、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(5) 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧（河川、道路、下水道、公園）の取扱い手続きは、次のとおりである。

■ 公共土木施設災害復旧の取扱い手続き



### 第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

#### 【各班共通】

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

#### (1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。

財政援助根拠法令は次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 水道法

#### (2) 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう手続きを行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう財政援助の交付手続きの措置を講ずる。

詳細については本編 第3章 第1節 第1「激甚法による財政援助」(p.7-32)を参照のこと。

#### (3) 国、県への支援策の要請

復旧・復興対策のための財政需要に対する関係法令による支援策について、国、県に対して最大限の支援要請を行うほか、市が独自で取り組むべき対策についても特別の財政支援を要請する。

#### (4) 地方債による財源の確保

災対法第102条により、市は次の事項について、災害の発生した日の属する年度及び、その翌年度以降の年度で定める年度に限り、地方債をもってその財源とすることができる。(災対法第102条)

- 地方税、使用料、手数料その他の徴収金について、総務省が定める当該災害のための減免で生ずる財政収入の不足を補う場合
- 災害予防、災害応急対策又は災害復旧において、通常要する費用について当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

市は、市の一般財源だけでは大規模な復旧・復興に要する費用を賄えない場合は、必要に応じて、地方債の発行及びその償還に対する財政上の特例措置について県を通じて国に要望する。

#### (5) 災害対策基金の活用による財源の確保

復旧・復興対策を実施するための財源が不足する場合には、市の保有する基金について、その設置目的を超えた活用が可能となるよう必要な措置を講ずる。

## 第4 復興対策本部の設置

### 【各班共通】

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。復興対策本部は、横断的な組織とし、部及び班等を設置する。その構成及び事務分掌等については、設置の際に定めることとする。また、復興対策本部の下に復興プロジェクトチームを結成し、総合的な復興計画づくりを進めるものとする。

なお、災害復興に関する技術的な支援を受けるため、必要に応じて県職員の派遣を要請する。

## 第5 復興計画の策定

### 【各班共通】

災害復旧を進めた後に、被災地域の再建に係わる復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

復興計画は、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な視点にて計画を策定するものとし、市、県、関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とともに、より安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。

#### (1) 復興検討委員会（仮称）の設置

市は、必要に応じて大規模災害からの復興に関する法律を活用し、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員等により構成される「復興検討委員会（仮称）」（以降、「委員会」という）を設置する。（大規模災害からの復興に関する法律第11条）

#### (2) 災害復興方針の作成

市は、委員会での協議等を通じて災害復興方針を作成する。作成後は、速やかにその内容を住民に公表する。

#### (3) 災害復興計画の策定

市は、上記（2）で作成した災害復興方針を踏まえ、委員会での協議等を通じ、具体的な災害復興計画を策定する。計画策定後は速やかにその内容を住民に公表する。

災害復興計画には、以下の事項を定めるものとする。

- 市街地復興に関する計画
- 産業復興に関する計画
- 生活復興に関する計画、及びその事業手法
- 財源確保、推進体制に関する事項

なお、特定大規模災害が発生した場合は、必要に応じて大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即した復興を推進する。

また、大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、できる限り早く復興に関する方針を定めて対策を講じる必要があるため、発災後に復興方針の決定及び復興計画の策定が速やかに行えるよう、手続き等の事前準備に努める。

## 第6 復興事業の実施

### 【各班共通】

復興事業は、市街地開発事業、土地改良事業等の既存の事業も活用し、大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等の円滑かつ迅速な復興を図るものとする。また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障がい者等あらゆる住民が住みやすい共生社会を実現する。

#### (1) 災害を見据えたまちづくりへの取り組み

大規模災害時において市における復興まちづくりを円滑に行うため、大規模災害を見据えた事前準備に取り組むこととする。

事前準備においては、以下の項目について検討を行う。

- ①復興まちづくりの目標
- ②復興まちづくりの実施手法
- ③復興まちづくりの進め方

事前準備の総合的な計画として、復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針を定める。

#### (2) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

市街地復興事業のための行政上の手続きの実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備し、速やかに実施するものとする。

##### ① 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

##### ② 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

#### (3) 市災害復興事業の実施

復興に関する専管部署又はプロジェクトチームを設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

(4) 国や県に対しての要請

特定大規模災害等による被害を受け、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足した場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について、知事に対し代行を要請する。(大規模災害からの復興に関する法律第42条第2項)

また、特定大規模災害による被害を受け、復興のための膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要となる人員が中長期的に不足した場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、関係地方行政機関の長に対し、当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。(大規模災害からの復興に関する法律 第53条第2項)

## 第2章 被災者の生活再建支援

大規模な災害により多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

このため、市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

なお、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じ、被災者の生活再建の支援に努める。

### 第1節 罹災証明書の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる住家の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に被害の程度を証明するものであり、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他の被害状況を調査し、書面を交付する。(災対法第90条の2)

なお、資料1-15「三郷市罹災証明書等交付要綱」(p.資料1-35)を資料編に添付した。

#### 第1 罹災証明書発行の概要

##### 【被害調査班】

##### (1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害により被害を受けた市内の住家で、市が調査し当該被害の程度を証明できるものを対象とし、以下の項目の証明を行う。ただし、本部長が特に必要と認めた場合は、非住家も対象とする。

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)

なお、災害により被害を受けた市内の家屋等(住家、非住家、塀その他の工作物、家財又は事業用資産)で、市が当該被害の程度を証明することが困難なものについては、罹災申告受理証明書で対応する。

##### (2) 罹災証明を行う者

罹災証明は、本部長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、市災害対策本部の設置期間においては被害調査班が担当する。

**(3) 罹災証明書の発行**

罹災証明書は、罹災証明の対象となる住家又は非住家の所有者、使用者、相続人又はそれらの委任を受けた者の申請に基づき、これらの者に発行する。なお、発行の際は、被害調査を含めて関係する担当班が連携し、迅速かつ適正な処理を行う。

住家等の被害の程度を調査する際には、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した被害状況の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

**(4) 証明手数料**

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

**(5) 罹災証明書の様式**

罹災証明書の様式は、資料編 様式-16「罹災証明書交付申請書」(p. 様式-25)、資料編 様式-18「罹災証明書」(p. 様式-27)を参照。

**(6) 住家被害の判定基準**

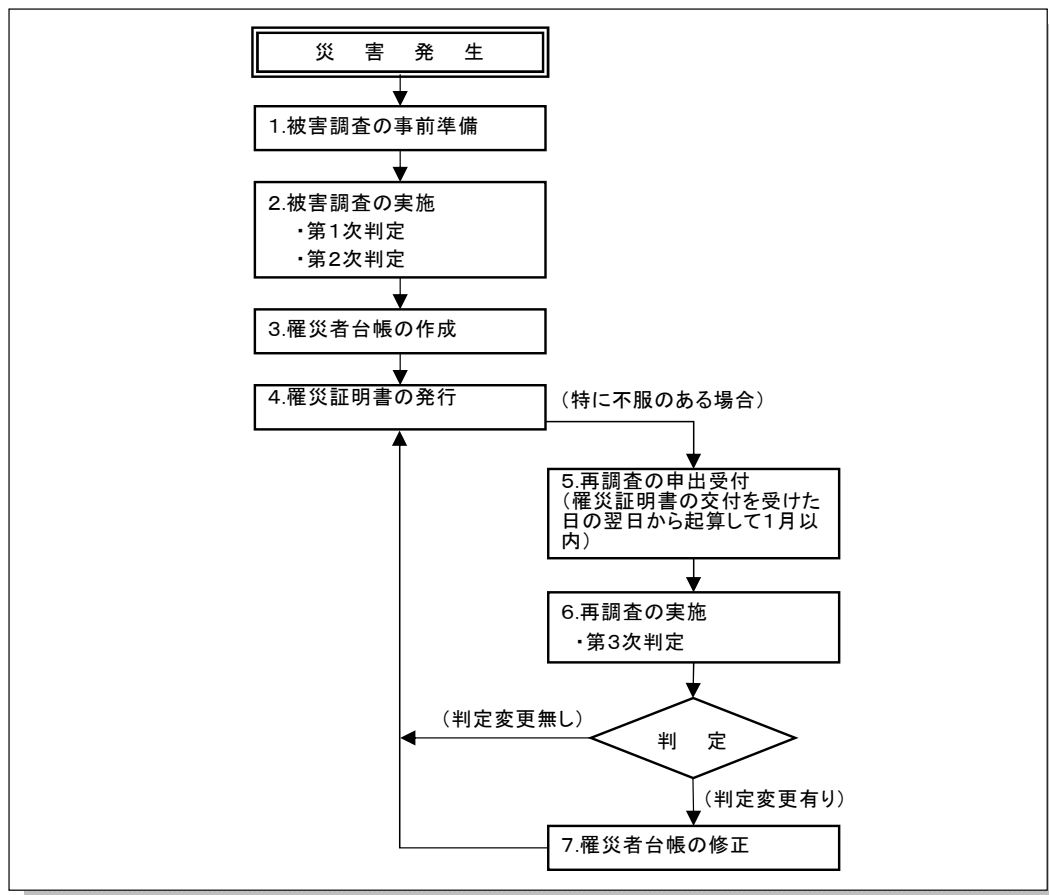
罹災証明書を発行するに当たっての住家被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当）」に基づき、1棟全体で、部位別に表面的に、おおむね1ヶ月以内の状況を基に「調査票」を作成し実施する。



## 第2 罹災証明書発行の流れ

【被害調査班、住宅対策班、消防部】

罹災証明書の発行は、次の手順で実施する。



### (1) 被害調査の事前準備

被害調査は、被害調査班、住宅対策班及び消防部が組織する被災世帯調査チームが実施するものとし、災害発生後、被害調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

#### ① 被害地域の航空写真の撮影準備

#### ② 事前調査の実施

調査計画を検討するため、情報班に収集された被害情報を参考に、市における被害の全体状況を把握する。

#### ③ 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

#### ④ 調査員の確保

- ・市職員の確保
- ・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配
- ・相互応援協定を締結している市町への応援職員派遣要請
- ・被災世帯調査チームの編成と調査地区割りの検討

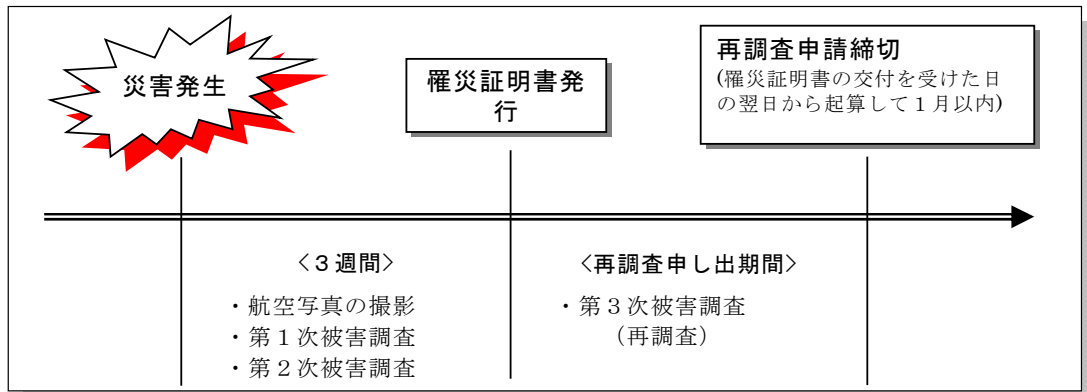
⑤ 調査備品等の準備

- ・ 調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
- ・ 調査地区の用意（土地家屋現況図又は住宅地区）
- ・ 調査員運搬車両の確保、手配
- ・ 他都市応援職員等の宿泊所の確保

(2) 被害調査の実施

被害調査は、次の手順で実施する。また、調査結果は罹災者台帳に記録する。

■ 調査の手順



《注意》

「被害調査」は、罹災証明書発行のために行うもので、被害認定のための調査である。一方、災害発生後すぐに実施する「被災建築物応急危険度判定」は、二次災害防止のために建物の当面の使用可否を判断するもので、被害調査とは目的も実施方法も異なる。このため、応急危険度判定で「危険」と判定されても被害調査では必ずしも「全壊」とはならないことがあることに注意する。

《参考》

◆ 大地震発生後の2つの建物被害調査

	住家の被害認定	被災建築物応急危険度判定
実施目的	住家に係る罹災証明書の交付	余震等による二次災害の防止
実施主体	市町村	市町村(都道府県・応急危険度判定協議会*が支援)
調査員	主に行政職員(罹災証明書の交付は行政職員のみ)	応急危険度判定士(行政又は民間の建築士等)
判定内容	住家の損害割合(経済的被害の割合)の算出	当面の使用の可否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査済
判定結果の表示	罹災証明書に判定結果(被害の程度)を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付

※応急危険度判定協議会(全国被災建築物応急危険度判定協議会)

地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、一般財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

出典：災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き(令和3年5月、内閣府(防災担当))

□調査方法

- 航空写真の撮影  
 関係機関が災害発生後2週間以内に撮影した被災地の航空写真（1/4,000～1/5,000）を入手する（関係機関が撮影した航空写真が入手できない場合には市独自で関係業者に撮影を依頼する。）。
- 第1次被害調査  
 被害住家を対象に外観から目視調査を行う。
- 第2次被害調査  
 第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。外観からの目視調査及び申請者の立合いの下での内部立入調査を行う。調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。
- 第3次被害調査（再調査）  
 第2次調査を実施した住家の被災者から再調査の依頼があった場合において、当該依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があったときに、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果は、理由とともに被災者に示す。

□被災世帯調査チームの編成

- ・2人1組で調査を実施する。
- ・調査員は、市職員及びボランティア調査員（民間建築士等）とする。
- ・必要がある場合は、他都市職員の応援派遣の要請をする。

《参考》

◆災害と調査の種類

災害	想定している住家被害
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震力が作用することによる住家の損傷</li> <li>・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷</li> </ul>
水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水することによる住家の機能損失等の損傷</li> <li>・水流等の外力が作用することによる住家の損傷</li> <li>・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷</li> </ul>
風害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風圧力が作用することによる住家の損傷</li> <li>・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷</li> <li>・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷</li> </ul>

出典：災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（令和3年5月、内閣府（防災担当））

(3) 罹災者台帳の作成

被害調査に基づき、罹災者台帳を作成する。

(4) 罹災証明書の発行

罹災者台帳及び被害調査の結果等に基づき、本部長は申請のあった被災者に対し罹災証明書を発行する。なお、罹災証明書の交付の状況は、次節に示す被災者台帳に記録するものとする。

(5) 再調査の申し出と調査の実施

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合、罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。申し出のあった住家に対して迅速に再調査を実施し、判定結果とその理由を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、罹災者台帳を訂正する。

なお、判定の困難なものについては、判定委員会（本部長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ本部長が判定する。

《参考》

◆災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

出典：災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（令和3年5月、内閣府（防災担当））

### 第3 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

#### 【被害調査班、生活支援班、広報班】

被害調査班は、広報班を通じて、罹災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。その際には、災害後に実施される被災建築物応急危険度判定と被害調査の違いを心がけながら正確に被災者へ伝達する。

また、生活支援班は、罹災証明書に関する相談窓口を三郷市役所本庁舎に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

## 第4 罹災証明書発行のための事前対策

### 【被害調査班、住宅対策班、消防部】

罹災証明書を速やかに発行するため、以下の事前対策を行い、備えておく。

#### (1) 被害住家調査員の登録

被害調査を行うための職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

#### (2) 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の研修を実施する。

#### (3) 他都市の協力体制の確立

災害発生時、応援を求める他都市との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

#### (4) 調査携帯物品等の備蓄

日頃から被害調査班及び住宅対策班に、傾斜計、コンベックス（メジャー）等調査携帯物品を備蓄しておく。

#### (5) 罹災証明書の発行体制の整備

住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、個々の被災者の被害状況を一元的に管理するための被災者台帳を作成し、罹災証明書の発行を円滑に行えるように被災者支援システムの構築に努めるものとする。

## 第2節 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

被災者台帳は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものとする。(災対法第90条の3及び第90条の4、災対法施行規則第8条の5)

### ① 被災者台帳への記載事項

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。なお、災対法施行規則第8条の5に基づき、本部長が必要と認める事項等を必要に応じて追加し、記録するものとする。被災者台帳については、資料編 様式-15「被災者台帳」(p.様式-19)を参照のこと。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他本部長が定める種類の被害の状況(家屋の被害認定調査結果)
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 電話番号その他の連絡先
- 世帯の構成
- 罹災証明書の交付の状況
- 本部長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合は、その提供先
- 前記に定める提供先に台帳情報を提出した場合には、その旨及びその日時
- 上記に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し本部長が必要と認める事項

### ② 被災者情報の利用

市は、被災者台帳の作成のため必要があると認めたときは、関係自治体その他の者に対し、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

③ 台帳情報の利用及び提供

市は次の事項のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、自ら利用し、又は提供することができる。

- 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- 他の自治体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

なお、被災者の生活再建を迅速かつ円滑に支援するため、また、大規模災害時に市町村間で相互応援することも想定し、住家の被害認定調査、罹災証明、被災者台帳の作成等の被災者支援業務を、県と共同してあらかじめ標準化しておくものとする。

④ 被災者台帳を作成している旨の伝達又は公表

市が被災者台帳を作成していることを利用申請対象者が認識できるよう、市は被災者台帳を作成した際には、被災者台帳を作成している旨及び台帳情報の事項等について、台帳情報を提供する可能性のある者等に伝達するか又は公表する。



## 第3節 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講じる。

### 第1 生活相談

#### 【生活支援班、関係各班】

被災者の生活再建を支援するため、三郷市役所本庁舎、避難所等において災害応急対策に引き続き生活相談を受け付ける。

#### (1) 市民サポートセンターの開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、市は、「市民サポートセンター（仮称）」を開設する。

市民サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

#### ① 各種手続きの総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

#### ② 各専門分野での相談

生活支援班は、関係各班と協力して、医療、保健（精神保健を含む）、福祉、住宅などに関する専門的な相談の対応に努める。

市だけの対応では相談内容に的確に対応できない場合には、国及び県の担当部局や必要に応じてライフライン関係者と連携し、専門家を派遣してもらえようとする。

#### ③ 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。また、被災者支援のために必要があるときは、協定に基づき、埼玉司法書士会及び埼玉県行政書士会に相談業務の協力を要請する。

#### ④ 情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報紙等を通じた広報によって提供する。

#### ⑤ その他

#### □留意事項

- ・被災者からの要望を「聞きっぱなし」に終わらせることのないようにする。
- ・必要に応じて避難所の巡回相談を行う。
- ・要配慮者に対応する職員を専任で配置する。

## 第2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

### 【福祉管理班】

市は、住民が自然災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する。

なお、災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給の詳細については、資料編 資料 2-19 (1)「災害弔慰金等の支給」(p. 資料 2-44) を参照のこと。

## 第3 災害援護資金等の貸付

### 【福祉管理班】

市は、災害により住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修の整備に必要な資金を貸付けるほか、被害を受け生業の根底を失った者に対し、生活福祉資金の貸付けの周知や災害援護資金の貸付けをもって住居の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

### (1) 災害援護資金

市は、自然災害により、世帯主が負傷し、又は住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯について、所得が一定額未満の場合、災害援護資金の貸付けを行う。

なお、災害援護資金貸付制度の詳細については、資料編 資料 2-19 (2)「災害援護資金の貸付」(p. 資料 2-45) を参照のこと。

### (2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して速やかに自立更生させるため、埼玉県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員、三郷市社会福祉協議会の協力を得て、住宅資金を予算の範囲内において貸付けを行う。

なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編 資料 2-19 (2)「災害援護資金の貸付」(p. 資料 2-45) を参照のこと。

## 第4 被災者生活再建支援制度

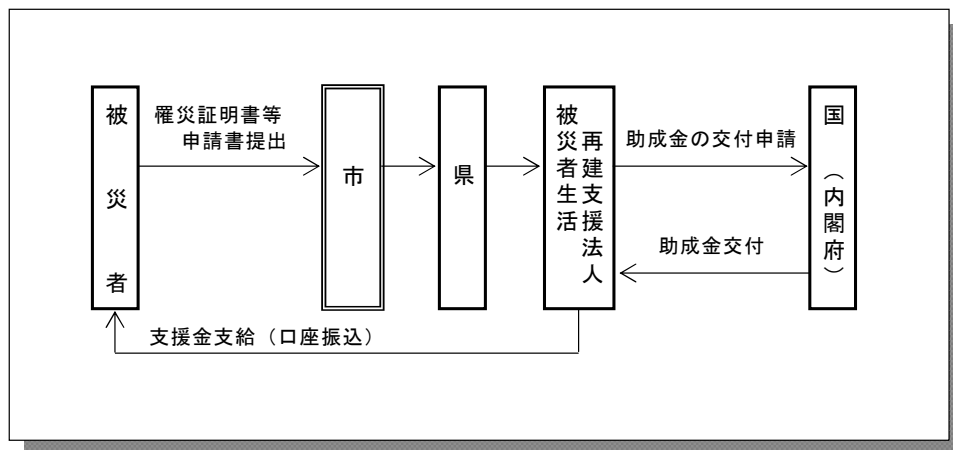
【福祉管理班】

### (1) 被災者生活再建支援制度

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。平成11年度から制度化されたが、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。詳細については、資料編 資料 2-19「生活再建援護制度」(p. 資料 2-44)を参照のこと。

福祉管理班は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

#### ■ 支援金の支給手続



### (2) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で同一災害にもかかわらず一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と市の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした制度が平成26年度に創設された。制度創設後も全国的に局地的な災害が相次ぎ、平成29年台風21号では県内においても現行制度で救済できない被災者が多数いた。そこで県と県内全市町村で検討し、半壊世帯に対しても支援を行えるように制度が拡充された（令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。また、令和2年12月に支援法が改正され、半壊のうち、中規模半壊世帯に対する支援が新たに設けられた。支援法と同様の支援を行う制度趣旨から中規模半壊世帯に対しても支援を行えるように制度が見直された（令和3年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。詳細については、資料編 資料 2-19 「(4) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度」(p. 資料 2-47)を参照のこと。

## 第5 住宅の再建

### 【住宅対策班】

災害により住宅が焼失又は損傷した場合に、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金の融資）制度等の活用を周知し、住宅の再建を支援する。

## 第6 職業の斡旋

### 【物資班】

災害により離職を余儀なくされた罹災者に対する職業の斡旋について、市は、離職者の状況を把握し、状況により、下記の事項について、国（草加公共職業安定所）に要請する。

#### (1) 公共職業安定所による職業の斡旋

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

##### □公共職業安定所の措置

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

#### (2) 雇用保険の失業等給付に関する特別措置

##### ① 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する職業安定所の長は、災害によって失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書によって失業の認定を行い、求職者給付を支給する。

##### ② 激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給

激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給被災地域を管轄する職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業しているとみなして求職者給付を支給するものとする。

#### (3) 被災事業主に関する対策

被害により労働保険料の所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

## 第7 租税等の徴収猶予及び減免等

### 【税務班、要配慮者支援班】

罹災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下、「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法、国民年金法等の法令及び条例等の規定に基づき、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。

#### (1) 市税の徴収猶予及び減免

本部長は、罹災した納税義務者等に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

##### ① 期限の延長(市税条例 第18条の2より)

ア) 本部長は、災害その他やむを得ない理由により、納税義務者等が期限内に申告等ができないと認められるときは、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

イ) 本部長は、ア) の場合を除き、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、申請により、その理由のやんだ日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。

##### ② 徴収猶予(地方税法 第15条より)

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を期間内に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

##### ③ 滞納処分の執行の停止等(地方税法より)

災害により被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止（第15条の7）、換価の猶予（第15条の5及び第15条の6）、延滞金の減免（第15条の9）等適切な措置を講じる。

##### ④ 減免

罹災した納税義務者等に対し必要があると認める場合、該当する各税目について次により減免を行う。

##### 市民税（市税条例 第51条より）

罹災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

##### 固定資産税（市税条例 第71条より）

罹災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災程度に応じて減免を行う。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

① 減免（市国民健康保険税条例 第22条より）

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

② 徴収猶予（地方税法 第15条より）

災害により財産に損害を受けた納税義務者が保険税を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

(3) 国民年金保険料の免除（国民年金法 第90条より）

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、市が内容審査の上、社会保険事務所に免除申請者を進達する。

(4) 保育料の減免（市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における教育・保育に関する条例 第12条より）

災害による損失により、異常な出費が生じ生計が困難となった場合には、その異常な出費の程度に応じて減免する。

(5) 介護保険料の減免及び徴収猶予

① 減免（市介護保険条例 第16条より）

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合には、必要に応じて保険料を減免する。

② 徴収猶予（市介護保険条例 第15条より）

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、6月以内の期間に限って徴収を猶予する。

(6) 後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予

① 減免（県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 第18条より）

被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合には、必要に応じて保険料を減免する。

② 徴収猶予（県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 第17条より）

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、6月以内の期間に限って徴収を猶予する。

## 第8 生活保護

### 【福祉管理班】

被災に伴う生活困窮者の生活確保のため県及び市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している者に対しては、その実情を調査の上、最低生活を保証する措置を講じる。



## 第4節 地域経済の復旧支援

災害により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。

また、農業保険法に基づく農業共済団体と連携し農業保険業務の迅速、適正化を図る。

なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

### 第1 農業関係融資等

#### 【物資班】

災害によって被害を受けた農業者又は団体に対して復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、埼玉県農業災害対策特別措置条例及び株式会社日本政策金融公庫の貸付条件によって融資する。

また、農業保険法に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

#### (1) 資金融資

##### ① 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農業者に必要な資金を融資する。天災融資法に基づく資金融資の詳細については、資料編 資料 2-20「農業関係融資等」(p. 資料 2-49)を参照のこと。

##### ② 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農業者に必要な資金を融資する。埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の詳細については、資料編 資料 2-20「農業関係融資等」(p. 資料 2-49)を参照のこと。

##### ③ 株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）融資

株式会社日本政策金融公庫の災害復旧関係資金融資の詳細については、資料編 資料 2-20「農業関係融資等」(p. 資料 2-49)を参照のこと。

#### (2) 農業災害の補償等

農業保険法に基づく補償等の詳細については、資料編 資料 2-20「農業関係融資等」(p. 資料 2-49)を参照のこと。

## 第2 中小企業関係融資

### 【物資班】

被災した中小企業は、県の経営安定資金(災害復旧関連)等の復興資金の貸付制度を利用できる。

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証、経営安定資金(災害復旧関連)等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう市及び県は次の措置を講じる。

#### (1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

#### (2) 中小企業に対する周知

国・県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知を行う。

#### (3) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

県は、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。また、市は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるように県に要望する。

なお、経営安定資金(災害復旧関連)の詳細については、資料編 資料 2-21「中小企業関係融資」(p. 資料 2-52)を参照のこと。

#### □中小企業関係融資

- ①被災中小企業に対する復興資金の貸付
- ②株式会社日本政策金融公庫の貸付
- ③株式会社商工組合中央金庫の貸付

## 第3章 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化、及び罹災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。

この法律は激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、罹災者に対する特別の助成措置を内容とする。

### 第1節 激甚災害指定手続き

#### 第1 激甚法による財政援助

##### 【総括班】

本部長は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況、及びこれに対してとられた措置の概要を知事に、知事は内閣総理大臣に報告することになっている（災対法第53条）。内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上、激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

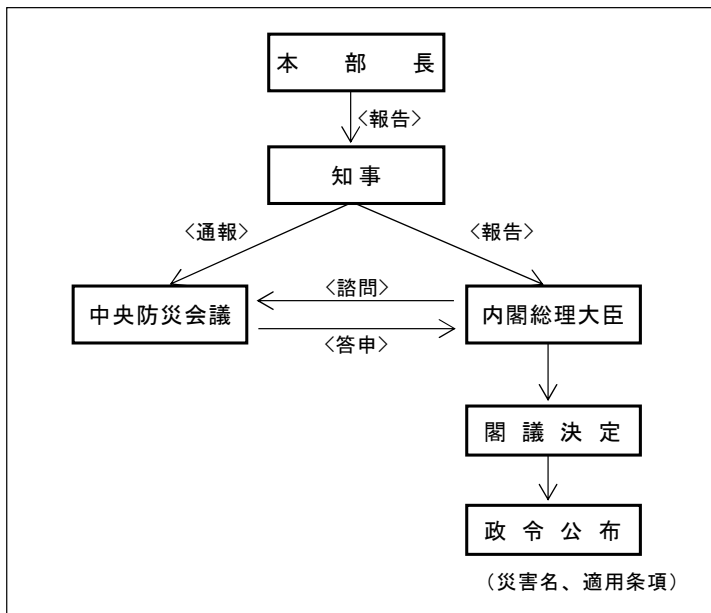
災害により地域の社会経済活動が低下することから、迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、できる限り早く、激甚災害の指定及び激甚法による財政援助の手続きを進める。

## 第2 激甚災害指定の手続き

【総括班】

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

### ■ 激甚災害指定の流れ



## 第3 激甚災害に関する被害状況等の報告

【総括班】

### (1) 知事への報告

本部長は、市域内に災害が発生した場合は災対法第53条第1項の規定に基づき、速やかにその被害状況を知事へ報告する。

### (2) 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

#### □ 報告事項

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所又は地域
- 被害の程度（災対法施行規則別表第1に定める事項）
- 災害に対してとられた措置
- その他必要な事項

## 第2節 特別財政援助額の交付手続等

【総括班】

本部長は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、知事に提出する。

### ■復旧に伴う財政援助の種類

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激 甚 災 害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律3条1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法3条	同上 3条1項
公営住宅又は共同施設の建設又は補修	公営住宅法8条	同上 3条1項
農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律3条	同上 5条
都市施設災害復旧事業 (街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水道)	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	—
保護施設災害復旧事業	生活保護法75条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律3条1項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法53条	同上 3条1項
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業	老人福祉法26条	同上 3条1項
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法37条、37条の2	同上 3条1項
障害者支援施設等の災害復旧事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律123号	同上 3条1項
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法40条	同上 3条1項
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同上 3条1項
感染症予防事業	—	同上 3条1項
堆積土砂排除事業	予算補助	同上 3条1項
湛水排除事業	—	同上 3条1項・10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法3条	同上 8条1項
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法3条	同上 12条
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上 14条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上 16条
私立学校施設災害復旧事業	—	同上 17条
水防資材費	水防法44条	同上 21条
罹災者公営住宅建設等事業	公営住宅法8条1項	同上 22条
上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害特例債	—	小災害特例債、歳入欠かん債 災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰上げ交付	